

茅野市DX推進協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、茅野市DX推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、茅野市におけるデジタル技術やデータを活用したDX（デジタル・トランスフォーメーション）事業の推進及び国家戦略特区として取り組む事業への協力により、茅野市DX基本構想が目指す「たくましく やさしい しなやかな交流拠点CHINO」の実現を図り、もって便利で心豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 市のDX事業及びこれに関連する事業（以下「DX事業等」という。）の企画及び運営に関すること
- (2) 市に対するDX事業等の提案に関すること
- (3) DX事業等における課題の把握及び改善に関すること
- (4) DX基本計画の策定に関すること
- (5) 市のDXに関する調査研究に関すること
- (6) その他、協議会構成員が必要と認めること

(協議会構成員)

第4条 協議会は、茅野市長が委嘱する者（以下「協議会構成員」という。）をもって構成する

2 協議会構成員の任期は2年とする。なお、再任は妨げない。

(役員)

第5条 協議会に以下の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

2 会長は協議会構成員が互選し、副会長は会長が指名する。

(役員職務)

第6条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときには、その職務を代理する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員のため新たに選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(アドバイザー)

第8条 第3条に掲げる事業の実施にあたり、専門的な見地から助言を受けるため、協議会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、会長の推薦により茅野市長が委嘱する。

(協議会に設置する機関)

第9条 協議会に、以下の機関を置く。

- (1) 企画・運営会議
- (2) 部会
- (3) ワーキンググループ
- (4) 事務局

(企画・運営会議)

第10条 協議会の円滑な運営のため、協議会に企画・運営会議を置く。

2 企画・運営会議は、必要に応じて会長が招集する。

3 企画・運営会議の議長は、会長が務める。

4 企画・運営会議は、協議会構成員並びに各ワーキンググループの代表者及び茅野市デジタル田園健康特区アーキテクト（以下「会議構成員等」という。）により構成する。

5 企画・運営会議は、必要に応じてアドバイザーから助言を求めるものとする。

6 企画・運営会議は、次の事項について決定する。

- (1) 協議会規約の変更に関する事
- (2) 事業の企画に関する事
- (3) 事業の運営及び改善に関する事
- (4) 事業の報告に関する事
- (5) 協議会の運営に関する事
- (6) 部会及びワーキンググループの設置及び廃止に関する事
- (7) その他、事業の企画及び協議会の円滑な運営にあたり必要な事項

7 企画・運営会議は、前項第2号から第4号について決定する際は、あらかじめ茅野市DX外部評価委員会の意見を聴かなければならない。

8 会議構成員等の過半数の出席者により成立するものとし、委任状によるものも出席者とみなす。

9 企画・運営会議における議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長が決定する。

10 会長が企画・運営会議を招集する暇がないと認める場合は、会議構成員等に持ち回りで承認を得ることにより、企画・運営会議の決定に代えることができる。

(部会)

第11条 協議会の運営及び事業を専門的かつ効率的に推進するため、必要に応じて企画・運営会議の下に部会を置くことができる。

- 2 前項の規定により企画・運営会議が設置した部会の長、委員その他必要な事項は、企画・運営会議においてこれを定める。
- 3 部会がその目的を達成した際は、企画・運営会議の決定により、部会を廃止することができる。

(ワーキンググループの設置及び廃止)

第12条 企画・運営会議において決定された事項を機動的かつ専門的に検討及び実施するため、協議会にワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置することができる。

- 2 前項の規定によりWGを設置する場合、WGを構成する者（以下、「WG構成員」という。）及び活動内容、設置期間、その他WGの設置に関し必要な事項は、企画・運営会議の協議を経て、会長がこれを定める。
- 3 WGの代表者（以下、「代表者」という）は、WG構成員の互選による。
- 4 WGは、代表者の指示の下、活動を行うものとする。
- 5 WGは、第3条に掲げる事業の実施にあたり必要な者により構成することとし、協議会構成員でなくてもWGの構成員になることができるものとする。
- 6 会長は、WGがその目的を達成したと認めるときは、WGを廃止することができる。

(事務局)

第13条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、茅野市に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
- 4 事務局長は、茅野市企画部長をもって充てる。
- 5 事務局員は、茅野市の職員をもって充てる。

(事業年度及び経費)

第14条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 協議会に関する経費は、茅野市が賄う。

(補則)

第15条 この規約に定めるほか必要な事項は、会長が別に定める。

- 2 初回の事業年度は、令和6年3月31日に終了するものとする。
- 3 初回の協議会構成員の任期は、令和7年3月31日に満了するものとする。

附則

この会則は、令和4年12月14日から施行する。